



海老名市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月5日

海老名市長

内野



海老名市条例第28号

海老名市議会議員定数条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員定数条例（平成１４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

「２２人」を「２０人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。